

選挙に関する重要なお知らせ

■申し込み・問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎(32)8916
✉gyousei@city.shimotsuke.lg.jp

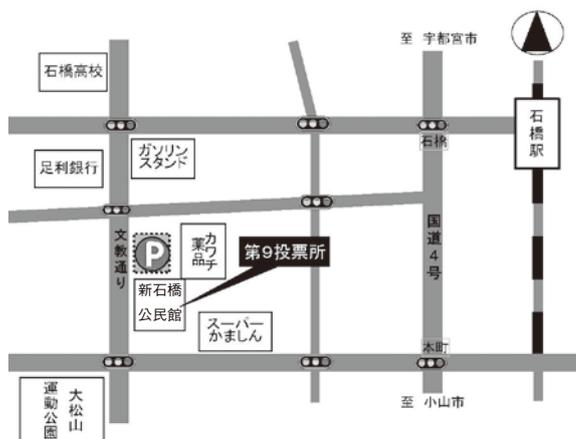
石橋公民館移転に伴い投票場所を変更します

石橋公民館の移転に伴い、令和5年4月執行予定の栃木県議会議員選挙から第9投票区の投票所を変更します。投票にお出かけの際は、お間違いのないようご注意ください。

第9投票区投票所：新 石橋公民館（石橋629番地1）

投票区の区域

上町、寿町、栄町一丁目、栄町二丁目、石町、本町のうち住所が石橋の区域



期日前投票所までの送迎バス運行を廃止します (タクシーによる無料送迎をご利用ください)

令和5年4月執行予定の栃木県議会議員選挙から、期日前投票所までの送迎バス運行を廃止します。

期日前投票所にご来場の際は、タクシーによる無料送迎をご利用ください。

タクシーのご利用は事前に登録が必要となりますので、詳しくは市選挙管理委員会までお問い合わせください。



タクシーによる無料送迎の利用要件

下野市の選挙人名簿に登録され、①～③のすべてに該当する方
①投票時に市内に居住している
②自宅から期日前投票所までの移動が困難であり、交通手段または補助の移動手段（家族の送迎）がなく、自宅から期日前投票所までの直線距離が概ね1km以上離れている
※自宅から期日前投票所までの直線距離が概ね1km未満でも、次のア・イのいずれかに該当する場合は利用が可能です。

- ア 要介護1～4のいずれかの認定を受けている
- イ 身体障がい者手帳1～4級のいずれかに該当している
- ③次のA・Bいずれかに該当する
A 自ら送迎車両まで移動できる
B 自ら送迎車両まで移動することは難しいが、介助者が同伴できる

■利用登録期間 随時受付
※栃木県議会議員選挙でタクシーによる無料送迎を利用する方は、3月17日(金)までにお手続きください。

タクシー利用の流れ

市選挙管理委員会に登録申請書を提出



市選挙管理委員会から投票所入場券とともにタクシー利用券を送付



利用者が期日前投票期間にタクシーを手配・利用

投票立会人を募集します

政治や選挙をもっと身近に感じていただき、気軽に出かけられる投票所を目指して、投票立会人を募集します。

投票立会人とは

投票所で投票が公正に行われているかチェックするため、投票に立ち会っていただく方です。

当日投票立会人

■立会場所

あなたの投票区の投票所（可能な方は別の投票区の投票所）

■立会時間 午前7時～午後7時

■報酬 10,000円（規定の源泉所得税を控除）

期日前投票立会人

■立会場所

下野市役所 1階市民ロビー

■立会時間

午前8時30分～午後8時

■報酬 9,600円（規定の源泉所得税を控除）

■共通事項

■昼食 弁当を支給

投票立会人になるには

申込者は、投票立会人候補者名簿に4年間登録されます。

■申込方法 電話またはメール
※住所・氏名・生年月日・電話番号・所属政党の有無・立会希望（当日・期日前・両方）をお知らせください。

■申込期間 随時受付

※令和5年4月執行予定の栃木県議会議員選挙の投票立会人は、2月28日(火)までの申込者を優先します。